

# 改正健康増進法と各地の受動喫煙防止条例の 2020 年 4 月 1 日からの全面施行にあたっての声明

子どもに無煙環境を推進協議会

上記法と条例の全面施行にあわせ、いっそうの全面禁煙化の拡大を進めましょう。密閉・密集・密接の典型例としての「喫煙室・喫煙所」を全面閉鎖・撤去し、喫煙エリアに近づかないことが大事です（新型コロナ肺炎のリスク回避のためにも）。

1. 新型コロナウイルス感染症の広がり防止のために、狭い場所の密閉・密集・密接を避けることが求められています。

・事業所、飲食店、公共の場所、屋外の公共喫煙所などの喫煙室は（0.2m/sec の風速があるはずとはいえ）正にこれに該当します。喫煙室から煙やペーパーが漏れますし、吐く息に残る煙や、服・髪・体などへの付着による三次喫煙の害も発生させるので、これらの喫煙室は全て全面閉鎖・撤去し、今後とも設けないことが求められます。（既に多くの喫煙所の自主的閉鎖が広がっていますが）

2. 喫煙や受動喫煙は、肺などを傷つけ、免疫力を削ぐなど、新型コロナ肺炎罹患や重症化のリスクとなっており（COPD や喘息、糖尿病など基礎疾患があれば猶更に）、かつ発症により、周りに感染させかねないリスクが否定できません。

（1）喫煙者は、この機会に「禁煙」に踏み切ることが求められています。

（2）かつ、他者のいる場所（家庭や自家用車を含め）では、タバコを吸うことにより周りに害を及ぼす行為は控えるべきです。

（3）非喫煙者は、我が身と周りの健康を守るために、受動喫煙のある場所には近づかないことがとても大事です。 <https://notobacco.jp/pslaw/covid19tobacco20.4.html>

3. 2020 年 4 月 1 日から改正健康増進法、及び受動喫煙防止条例（東京都、兵庫県、広島県、大阪府、静岡県、山形県、秋田県、岡山県、北海道、埼玉県、千葉市、愛知県豊橋市、岐阜県多治見市、北海道苫小牧市・美唄市／他に神奈川県や数市は施行済み）が全面施行されます。 <https://notobacco.jp/pslaw/pslawjorei.html#jorei>

※これらにより、事業所、飲食店、公共の場所など、「原則屋内禁煙」が義務づけられ、一部の条例では、家庭や自家用車内での禁煙の努力義務が課せられます。

※例外措置として、小規模飲食店などの喫煙可能室・店、喫煙専用室・加熱式タバコ専用喫煙室、喫煙目的室・店が残ります。また第二種施設では「喫煙専用室」の設置が可能となりますが、これら受動喫煙に遭遇する店や場所には絶対に近づかないことが肝要で

す。

※3/30～31には、東京都や大阪府などから、夜のバー・キャバレー・クラブ・パブ・酒場・カラオケ・ライブハウスなど三密の可能性の高い店の利用を控える要請が出されました。これらの多くは「屋内禁煙」の例外とされていますが、喫煙と受動喫煙も絡んだクラスター発生源のリスクの関連性・可能性が否定できないことから、今後、例外のない「屋内全面禁煙」化が喫煙の課題になることでしょう。

※20歳未満の方（兵庫県条例では妊婦も）は、従業員も含め、喫煙可能場所への立ち入りが禁止されます。兵庫県条例のように、妊婦も法により守られる規定も喫煙の課題です。

※ハローワークの求人票で、新たに就業場所における受動喫煙防止のための取組みを明示することが義務づけられていますが、この周知徹底も望まれます。

4. 喫煙可能エリアでは、入口などにその旨の標識を掲げ、かつ広告広報でも明示が義務づけられます。

「禁煙」の飲食店では、東京都条例では「禁煙」標識が義務づけられ、他の条例では努力義務となっています。（改正健康増進法によれば、「喫煙可」の標識がなければその飲食店は「禁煙」のはずです）

5. 全面禁煙の飲食店は、以下のサイトで検索できますので、ご活用ください。

(1) ロコミグルメサイト 禁煙スタイル <http://www.kinen-style.com/>

(2) Quemlin 【ケムラン】 - 屋内完全禁煙の美味しい飲食店を応援する登録サイト - <https://quemlin.com/>

(3) 食べログ <https://tabelog.com/>

(4) きれいな空気くまもと <https://www.facebook.com/kumamoto.koukiuumai/>

※ご利用される場合、予め電話などで禁煙状況をご確認ください（加熱式タバコを含め）

6. 受動喫煙ゼロを目指す法律・条例は、子らを含め市民・国民の健康増進に多大の貢献をし、医療費削減効果も大ですし、費用対効果からも優れています。以下のエビデンスのように、循環器疾患の予防はもちろん、ガン、COPD、アレルギー、子どもたちの疾病予防、また健康寿命の延伸など、（喫煙者の禁煙支援にも役立ち）多大の効果をもたらします。

その実績エビデンス：

(1) 兵庫県条例による急性冠症候群の減少：神戸市（条例遵守良好）は11.5%減少  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/04honpen.pdf> （5ページ以降）

(2) 美唄市受動喫煙防止条例施行後、市民の脳卒中＋急性心筋梗塞の発症が近隣地域と比較して有意に減少

<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/information/bibaishisaijoronbun19.07.pdf>

7. 2020年4月1日からの改正健康増進法、及び各地の受動喫煙防止条例の全面施行により、3項に述べた小規模飲食店、及び第二種施設で可能な「喫煙専用室」を除き、多くの場所の禁煙化が進み、大多数の国民が待ち望んだ受動喫煙の無い環境が広がり、様変わりしていくことでしょう。

- ・第二種施設の裁判所も、国会図書館も敷地内禁煙となり、公共性の極めて高い議会も、都道府県議会と市・区議会の95%が既に「屋内全面禁煙あるいは敷地内禁煙」となっています。喫煙可として取り残されている43議会とワーストな国会議事堂も、いずれ禁煙化が迫られることでしょう。 <https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenmap1912.pdf>

- ・全面禁煙の飲食店は、食ベログによれば、全国平均で少なくとも18%が全面禁煙で、都道府県別では25%~8%と3倍の開きがありますが、4月以降は多くの飲食店の全面禁煙化が期待されます。 <https://notobacco.jp/pslaw/tabelogranking1812.pdf>

- ・日本スポーツ協会と日本オリンピック委員会(JOC)のビルや、日本サッカー協会(JFA)が管理する施設の敷地内禁煙が4月1日より実施され、延期となった東京五輪も大会中は全ての競技会場で、加熱式タバコを含めて敷地内完全禁煙となるなど、スポーツの世界でも禁煙化は進みつつあるところです。

- ・アドベンチャーワールドなどの遊園施設や動物園、公園、観覧場、運動施設など、屋外も禁煙化が広がっていきつつあります。

- ・昨年2019年7月1日からの、学校・園・大学、医院・病院、行政機関などの第一種施設における屋内禁煙の義務づけが始まった「令和元年＝受動喫煙防止元年」に続き、本年の全面施行は「令和二年＝受動喫煙防止二年」として記憶され、国民の85%以上の非喫煙者だけでなく、多くの喫煙者の禁煙を促すことにより、国民の命と健康が救われ、タバコの煙に煩わされない、心おきなく美味しい空気を吸える日本に近づく一歩となっていくことでしょう。

世界各国の国際社会とともに、私たちが皆さまとともに、そのような日本が実現し、タバコのない受動喫煙ゼロの社会に向け、努力してまいります。お力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

2020年4月1日

子どもに無煙環境を推進協議会

590-0133 大阪府堺市南区庭代台 4-2-3